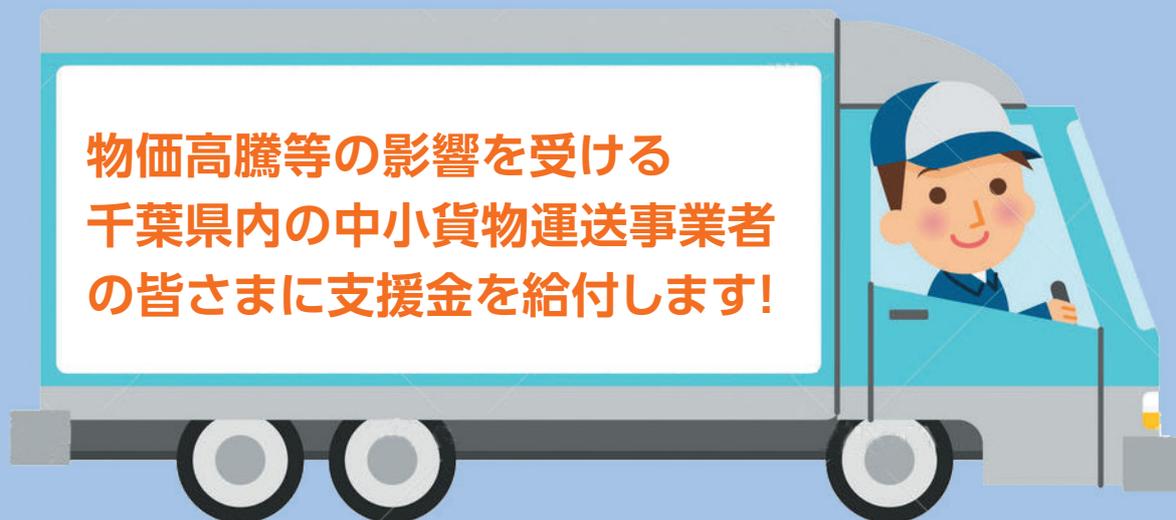


# 千葉県貨物運送事業者 物価高騰対策支援事業



## 給付額

要件を満たす方へ下記の金額を給付いたします。

一般貨物自動車運送事業に係る事業用自動車	1台あたり2万3千円
特定貨物自動車運送事業に係る事業用自動車	1台あたり2万3千円
貨物軽自動車運送事業に係る事業用自動車	1台あたり8千円

## 申請手続き

申請期間：令和**4**年**12**月**22**日（木）～令和**5**年**2**月**17**日（金）

申請方法：オンライン申請 及び 郵送申請

## 説明会

県内12か所で説明会を開催し、申請受付も行います。

支援金の内容、説明会など、詳しくはHPでご確認ください。

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援事業

検索



<お問い合わせ先>

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金事務局

(フリーダイヤル)0120-974-255

(IP電話からのお問い合わせ先)050-1753-2517 ※050-1753-2517は通話料がかかりますのでご注意ください。

受付日時:月曜から金曜まで(祝日・年末・年始は除く)10時から19時まで ※12/24(土)、12/25(日)は受付を行います。

ホームページ:<https://jimukyoku.site/chiba/kamotsuunsoshien/>

## 主な要件

### 1.事業者要件

- ・千葉県内に営業所を有する中小企業者等である。(中小企業・個人事業主等)
- ・令和4年10月1日時点で、貨物自動車運送事業を行っており、今後も引き続き事業を継続する。

### 2.車両要件

- ・令和4年10月1日時点で申請者が所有または使用している。(リース契約・割賦契約含む)
- ・千葉県内の営業所にある貨物自動車運送事業用の車両である。  
(トレーラー等、被けん引車は除く)
- ・千葉県内のナンバーの車両である。

※その他詳細については、ポータルサイトでご確認ください。

## Q & A

### Q1 中小企業者等とは何ですか？

A1 「資本金の額(又は出資の総額)が3億円以下または従業員300人以下の法人」もしくは「従業員300人以下の個人事業主」のことです。

### Q2 本社は千葉県外だが、営業所が千葉県内にある場合、支援の対象になりますか？

A2 本社が千葉県内になくても、営業所が千葉県内にあれば対象になります。  
なお、対象車両は県内ナンバーの車両に限ります。

### Q3 支援金は申請後、どのくらいで支払われますか？

A3 申請書類に不備がなければ、申請から1か月以内の支払を想定しています。  
申請が集中した場合には、さらに期間をいただくこともあります。

## オンライン申請が便利！

- ① 郵送申請より少ない手順で申請が可能！
- ② スマホやPCからいつでも、どこでも申請OK！
- ③ 申請履歴が残り安心！

